

## 名古屋地方裁判所委員会（第22回）議事概要

### 1 日時

平成26年9月26日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

名古屋簡易裁判所会議室

### 3 出席者

（委員） 伊藤貴宣，上野朝子，大輪芳裕，川合 知，酒井宣江，  
柴田和範，西尾昭雄，平野裕加里，松田京子，加藤倫子，  
大冢 明，加藤幸雄，永野圧彦

（説明者） 渡邊直紀（名古屋簡易裁判所裁判官），鈴木章夫（名古屋簡易  
裁判所裁判官），角屋明里（名古屋簡易裁判所主任書記官）

（事務担当者） 梶本宜孝（事務局長），田中良二（民事首席書記官），橋本  
昌也（総務課長），原 千恵（総務課課長補佐），兼松崇人  
（総務課庶務第一係長）

### 4 協議テーマ

簡易裁判所の民事事件について（特に民事調停手続の活性化等について）

### 5 議事

- (1) 委員長代理の指名，新任委員の紹介
- (2) 簡易裁判所の民事事件について概況説明
- (3) 調停室等の施設見学
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

#### ア 開催日

平成27年2月24日（火）午後1時30分

#### イ 協議テーマ

犯罪被害者保護制度について

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 一般市民が簡易裁判所に出向き、少額訴訟などの申立書を作成する場合、簡単に作成することができるのか。
- △ 申立てを考えている方に対しては、申立てに必要な書類やその書き方、納付する手数料や予納する郵便切手などの説明を行っている。また、申立書が簡単に作成できるように、典型的な申立てについては、定型の用紙に書き込むことで、申立書が作成できるようにしている。
- トラブルがあった場合など、一般市民から市民グループに相談を受けることがある。その際、裁判所の手続を勧めることがあるが、裁判所は怖いところだと思われているようである。本日の説明を聞いて、簡易裁判所の窓口は分かりやすく対応していることがよく分かったので、今後、簡易裁判所の手続をPRしたい。
- 簡易裁判所と地方裁判所と比べると、簡易裁判所の方がはるかに事件数は多い。そういう点で簡易裁判所は、比較的身近な裁判所という役割を果たしているのではないかと思う。
- 一般の国民からすれば、裁判所はすべて同じだと思い、地方裁判所や簡易裁判所に親族間の問題を相談に来るケースがあると思うが、そのような場合、どういった対応をしているのか。
- △ 親族間の民事紛争は、簡易裁判所でも管轄はある。実際に、親族間、親子間での民事的な紛争は、簡易裁判所で申立てをされる方もいる。離婚、離縁などの人事的な紛争については、家庭裁判所の専属管轄となるので、家庭裁判所を御案内している。
- 市民から、どの裁判所に行くのか分からないといった相談を受けた場合、ファーストアクセスを簡易裁判所としてもよいか。
- △ 離婚、離縁などの人事的な紛争は、家庭裁判所に案内させてもらうことにはな

るが、ファーストアクセスを簡易裁判所としても差し支えない。

○ 相談件数はどのくらいあるのか。

△ 簡易裁判所の受付には、調停受付と訴訟受付があるが、どちらもかなりの件数の相談を受けている。申立てを受け付ける際には、当事者から話を聞き、各手続を説明した上で、当事者に手続を選択してもらっている。

● 窓口では、定型用紙、モデル用紙などを備え付け、申立てが容易にできるようにしている。また、大まかな手続についてはビデオを流すといったこともしており、利用者の方が申立てをしやすくなるよう工夫をしている。

○ 請求額が比較的少額の場合、代理人を選任しないという状況もあると思うが、申立ての際、窓口でどの手続を選択した方が良いのかを相談することはできるのか。

△ 窓口での受付相談の段階で話を聞き、執りうる手続を説明している。

○ 簡易裁判所の事件は、弁護士でなくても裁判所の許可があれば、代理人になることができる。例えば、会社の従業員、親族などが代理人になれるので、そういう意味においては、簡易裁判所は便利であると思う。また、簡易裁判所には、地方裁判所と比して、代理人が就かなくても裁判をしやすいうというメリットがあると思う。

私たち弁護士も相談を受けた場合、「裁判所の窓口はとても親切なので、ご自分でおやりになれますよ。」などとお伝えすることもたくさんある。

○ 調停室に絵が飾られていたが、当事者の背中側にあるため、当事者からは見えない。当事者から見える位置に飾り直した方が、気持ちや和らぐのではないかと思う。

△ 調停室の構造にもよるが、見直しを検討したい。

○ 調停期日は、一回当たり、どのくらいの時間を予定しているのか。次回の調停期日までの期間は、裁判よりも短いものなのか。また、民事調停は、平均してどのくらい行われるものなのか。

△ 調停期日は、一般的に1時間から1時間30分程度を予定している。また、開

始時刻については、午前10時、午後1時30分及び午後3時をそれぞれ開始時間としている。

次回の調停期日は、事案にもよるが、概ね一か月以内に指定されることになる。また、民事調停が行われる回数については、二、三回で紛争が解決するものもあれば、1年、2年とかなり長期化するものもある。

- 調停不成立の判断は、どういうタイミングでされるのか。例えば、最初の段階でお互いの主張が食い違っていたら、その段階で不成立の可能性が高いという判断になるのか、それとも話し合いを重ねていき、主張の溝が埋まらないというところを、調停委員がある段階で判断して不成立という判断になるのか。かなり見極めが難しいのではないか。
- △ 事案にもよるが、始めはお互いの主張に溝があっても、調停委員を介しているような話を聞いていく中で、溝が埋まることもあるため、調停委員会において、歩み寄りの余地があるかどうかを判断していくことになる。
- 当事者の意見を聞くこともある。例えば、これ以上、双方とも譲歩の余地がないのであれば、「次回には打ち切らざるを得ません。」と言ったり、何とか解決したいというのであれば、「もう一回譲歩をお考えいただけませんか。」などと検討してもらうこともある。いずれにしても当事者の意向を聞かずに調停委員会だけで判断することはない。また、当事者が無理だと判断していても、調停委員二人と調停主任裁判官とが協議したうえで続行することもある。
- 簡易裁判所の手続は、随分、印象よりも親切で時間を掛けていることがよく分かった。また、建物も非常にリラックスさせるような雰囲気であるという印象を受けた。
- 民事調停において、始めは全く意見が違っていた方々が、気持ちが変わったり、合意していくというのは、間に立つ調停委員の方々が何らかの条件を提示したりするなどして変わっていくものなのか。また、始めは火が付いたように感情が高ぶっている当事者もいるかと思うが、次の調停期日まで時間を空けたりするなど、適度に時間を掛けていくことが大事になってくるのか。

△ 法律的に判断できる部分は、事実認定をして説得することがある。感情的な部分は、調停委員に話を聞いてもらいながら、徐々に抑えていくことが必要ではないかと思う。感情的な問題であれば、話をすることで落ち着き、歩み寄れることもある。

● 事件の内容、当事者の性格などをできるだけ早期に把握し、どういう形で説得したら一番譲歩を引き出せるのかといったところを調停委員は研究されるのだと思う。また、裁判所としても、そのようなスキルを上げるため、模擬調停、ケース研究といった研修を行っている。そのほか、法律的に難しい事件であれば、弁護士が調停委員になる場合も多くあり、そのような資格を持った調停委員が説得することで、調停が成立することも多いようである。

○ 弁護士以外の調停委員には、どのような方がいるのか。

△ 専門的な調停委員としては、医師、建築士、不動産鑑定士、税理士、公認会計士などがおり、業界団体に推薦依頼をしている場合もある。また、一般の有識者の方にも、調停委員になっていただいている。自薦、他薦問わず、いろいろな方からの応募があるなかで、書類審査及び口頭試験に合格した方に調停委員になっていただいている。その上で、研修を受けてもらい、実際に調停委員として執務してもらっている。

● 調停委員会が解決案を示す場合の内容と、判決をした場合の結論とが違う場合があるが、あくまでも調停制度というものは、判決と同じ状態を築くべきであり、それと異なる解決案というのはおかしいと考えるのか。それとも、調停は、双方の譲歩により成立するので、解決案が仮に不調となり、判決になった場合、解決案と判決とで結論が違っていてもやむを得ないと考えるのか。どのように考えられているか。

○ 調停の積極的な意義である当事者の満足感と実効性のバランスが取れていれば、仮に判決をした場合と結論が多少違っていても良いと思う。

○ 弁護士会では、紛争解決センターで調停と同じような手続を行っており、愛知県内では、名古屋と岡崎に設置している。弁護士会も話し合いには、建築士、

医師、鑑定士など、その事案に応じて専門家に入っただけではない。弁護士会の場合には、申立てをしていただければ、相手が応じてくれれば、何処の場所でも行うことができるのが強みである。

- 紛争解決センターは、裁判所とは違い、強制力がない。例えば、分割払いといった内容で解決した場合、途中で支払が滞ってしまっても強制執行することができない。このようなことから、簡易裁判所と協定を結び、最終的に調書にしろてもらおうといったことも行っている。
- 弁護士会、民間の団体、公の各機関も解決のための手続を設けているところであるが、それぞれ特色があり、これに応じて利用してもらえばいいと思っている。最終的には、裁判所は、公平中立で法律に則って粛々と手続を進めるという点で、最後の砦といったような色彩がある。裁判所としては、他の機関とも連携しつつ、手続を整えて国民の皆さんに利用していただくよう取り組んでいる。
- 調停委員会が積極的に証拠を集めて事実認定を行い、こういう事実の下ではこうあるべきだと、解決のために乗り出していくというような姿勢で取り組んでいくことについて、どのようにお考えか。
- コミュニケーションの観点から見ると、相手の意図することが分からないから、まずは、お互いを知ることが大事だと思う。お互いの言い分を聞いて整理した上で、調停委員からの提案を行うようにしないと良い方向に向いていかないと思う。調停委員の方々は、主導的に引っ張っていくというよりは、時間は掛かるかもしれないが、一つ提案して、お互いが、お互いの気持ちを考えるというような提案の仕方が良いのではないかと思う。
- 当事者任せでもなく、裁判所が主導的に引っ張っていくことでもなく、当事者の紛争解決への意向を尊重するような形で、うまく進めていくといった感じか。
- 事案によっては、事情を聞いた上で、解決のために裁判所が積極的な姿勢を見せることも必要だと思う。